

青森県保健医療調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、津波その他の自然災害又は大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合において、保健医療活動に係る総合的な調整を行うため設置される青森県保健医療調整本部（以下「県保医本」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県保医本は、青森県災害対策本部条例（昭和37年青森県条例第60号）に定める青森県災害対策本部が設置された場合で、知事が必要と認めるときに、県災害対策本部健康福祉部に設置する。

(業務)

第3条 県保医本は、災害等が発生した場合に、適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの保健所への派遣の調整等
- (2) 保健医療活動チームとの情報連携
- (3) 各青森県保健医療現地調整本部が整理及び分析した情報の取りまとめ
- (4) その他保健医療活動に係る総合的な調整に関する必要な事項

(組織)

第4条 県保医本は、設置の都度、県災害対策本部健康福祉部長が指名する者を本部員として組織する。

- 2 県保医本に本部長1名と副本部長2名を置く。

(本部長)

第5条 本部長は、県災害対策本部健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、県保医本を総括する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、県災害対策本部健康福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

(本部員)

第7条 本部員は、本部長及び副本部長の命を受け、第3条に掲げる事項を処理する。

(会議)

第8条 県保医本の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第9条 県保医本の事務局は、県災害対策本部健康福祉部健康福祉政策班に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県保医本について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。